

## ジョン・ロールズ／神島裕子・福間聡訳『政治的リベラリズム 増補版』

中西 亮太

### 1. ロールズ哲学における『政治的リベラリズム』の位置と構成

本書は、2005年に出版されたジョン・ロールズ(John Rawls)の *Political Liberalism, Expanded Edition*, Columbia University Pressの翻訳であり、2022年に筑摩書房より刊行された。

ロールズと言えば、『正義論』がその主著としてイメージされるが、『政治的リベラリズム』もまたロールズの主著と呼ぶにふさわしい著作である。後述の通り、近年の教育学では、『正義論』のみならず、この『政治的リベラリズム』までもが影響力をもって参照されている。

『政治的リベラリズム』が取り組む課題は、次の問いをもって表現される。

自由で平等ではあるが、複数の理にかなった宗教的・哲学的・道徳的世界観〔「包括的世界観 (comprehensive doctrines)」〕によって深く分断された市民からなる公正で安定的な社会が、長期にわたって存続することはどのようにして可能か。(6頁)

ロールズはこの課題に対し、多様な価値観が並存する社会を統べる原理(「正義の二原理 (two principles of justice)」)の提示と、その「政治的な」正当化を試みる。このとき示される原理は、特定の世界観に立脚した原理ではなく、どのような世界観からも支持を得ることができる「正義の政治的構想 (political conception of justice)」に基づく原理である。かつて、「公正としての正義 (justice as fairness)」という自らの正義の理論を示した『正義論』では、包括的世界観と政治的構想は区別されていなかった。『政治的リベラリズム』には、公正としての正義を政治的構想として語り直そうという狙いがある。このときロールズが取る立場こそ、書籍のタイトルにもなった「政治的リベラリズム (political liberalism)」

と呼ばれるものである。

本書の内容に入る前に、『政治的リベラリズム』の出版遍歴に触れよう。1993年に刊行された『初版』は、序論と三部八講義で構成される。『初版』から三年後、1996年に刊行された『ペーパーバック版』では、ハーバーマスの『政治的リベラリズム』批判に応答する1995年の雑誌論文 (*The Journal of Philosophy*, Vol.92, No.3) を第九講義として配し、新たな序論が加わった。そして今回訳出された『増補版』は、ロールズの死後、2005年に刊行された。『増補版』は、ロールズの1997年の雑誌論文 (*The University of Chicago Law Review*, Vol.64, No.3 Summer) を第四部として加えている。この論文は、ロールズが計画したが、実現しなかった幻の『政治的リベラリズム 改訂版』の一端を示すものである。

以上の遍歴を経て完成した『政治的リベラリズム 増補版』の全貌は、以下の通りである。

#### 序論

##### ペーパーバック版への序論

#### 第一部 政治的リベラリズム——基本的要素

第一講義 基底の諸理念

第二講義 市民の能力とその代表・再現

第三講義 政治的構成主義

#### 第二部 政治的リベラリズム——三つの主要理念

第四講義 重なり合うコンセンサスの理念

第五講義 正の優先権と善の諸理念

第六講義 公共的理性の理念

#### 第三部 制度的枠組み

第七講義 主題としての基礎構造

第八講義 基本的諸自由とそれらの優先権

第九講義 ハーバーマスへの返答

#### 第四部 公共的理性の理念・再考

以下に続く本書評の第2節では、『政治的リベラリズム』の全体を概観する。紙幅の都合上、限定的

な概観ではあるが、本書を読み進める一助となることを目指す。第3節では、『政治的リベラリズム』と教育学研究の関係について簡単な提案を行う。本書評が、文学部や法学部などではなく、教育学部の紀要に載る意義を示したい。

## 2. 『政治的リベラリズム』概観

### 2-1. 第一部 政治的リベラリズム——基本 的要素

第一部では、ロールズの思想的立場である政治的リベラリズムの基本的要素が導入される。

ロールズの公正としての正義は正義の政治的構想である。正義の政治的構想は、社会の基礎構造と呼ばれる、政治的、社会的、経済的な基本的諸制度の枠組みに対して適用される。こうした政治的構想は、特定の世界観から自立・独立した見解であり、その内容はデモクラティックな社会の「公共的な政治文化 (public political culture)」に内在する基本的な諸理念によって表現される (第一講義)。

政治的構想としての公正としての正義は、「協働の公正なシステムとしての社会」という理念を実現するための正義の構想であり、この社会では、平等で自由な市民たちが互いの義務と権利を特定・実践しながら、生活を送る。こうした社会における原理は、各人の後ろ盾となる枠組みの特徴や状況に依存せず、それらによって歪められることのない観点である「原初状態 (original position)」から導かれなければならない。ここで原初状態は、各人を自由で平等な存在である市民として表象する「代表・再現の装置 (the device of representation)」の役割を果たす。このとき市民は「道理性 (the reasonable)」と「合理性 (the rational)」を備え、道理性によって他者との協働が可能になり、合理性によって協働の中で自らの善を追求することが可能になる。こうして規定される「理にかなった (道理をわきまえた) 市民 (reasonable citizen)」は、道理性と合理性をもって、正義の政治的構想としての公正としての正義に合意してゆくこととなる (第二講義)。

このとき目指される合意は、個々の市民がどのような包括的世界観を有していようと、理にかなった市民であれば十分に納得できるような理由をもって成立する。こうした合意の目指し方は、包括的世界観とは区別される政治的構想を志向するものであ

り、「政治的構成主義 (political constructivism)」と呼ばれる (第三講義)。

### 2-2. 第二部 政治的リベラリズム——三つの 主要理念

第二部では、政治的リベラリズムの三つの主要理念が取り上げられる。

第一の主要理念は「重なり合うコンセンサス (overlapping consensus) の理念」である。政治的リベラリズムは、理にかなった包括的世界観の重なり合うコンセンサス (合意) を目指す。すなわち、固有の包括的世界観を抱く市民がそれぞれ独自の観点・筋道から正義の政治的構想を是認し、結果として同一の構想を手に行っている状態を目指す。ロールズの想定では、世界には独自の善を携えた多くの包括的世界観が存在しており、諸世界観の下で暮らす市民たちを特定の世界観のもとに包摂することはできない。そのため、政治的リベラリズムでは、個々の包括的世界観から独立した公共的な政治文化で形成される政治的構想を合意の対象とする。このとき、個々の包括的世界観に対して、別の世界観を持ち出して合意を要求するのではなく、各々の世界観に内在するものへの合意を求めため、重なり合うコンセンサスは安定性を有するとされる (第四講義)。

第二の主要理念は「正の優先権と善の諸理念」である。これらの理念の下では、道理的で合理的な市民たちは、自らの善を正義の政治的構想から構築する。このとき市民たちは、いかなる包括的世界観を有していても必要となる「基本財 (primary goods)」を要求する。基本財は、基本的な権利・自由、所得・富、自尊の社会的基礎などを含む。市民たちは基本財を活用しながら、正義の政治的構想の内から自らの善を構築し、追求していくのである (第五講義)。

第三の主要理念は「公共的理性 (public reason) の理念」である。公共的理性はデモクラティックな人民である市民の理性である。そして、この公共的理性は個々の市民たちの政治権力の正統性を担保する。すなわち、すべての市民が道理的・合理的に受け入れられる原理や理想に照らして是認できる憲法に従っているときのみ、市民の政治的能力の行使は正統となる。公共的理性は、個々の市民の主張が政治的諸価値によっていかに支持・確認されるのかを相互に説明するための理由づけを行う理性である。公共的理性の実践は、社会における「市民としての

礼節の義務 (duty of civility)』であり、この義務には自らの主張への理由づけだけでなく、他者に耳を傾ける意欲や、公平な心持ちが含まれる (第六講義)。

### 2-3. 第三部 制度的枠組み／第四部 公共的理性の理念・再考

第三部では、ロールズが自身に向けられた批判への応答を試みる部分である。

まず着手されるのは、ノージックの『アナーキー・国家・ユートピア』(1974) への応答である。ノージックは、『正義論』の再分配論を批判し、リバタリアニズムの立場から対抗理論を構築した。ロールズは、リバタリアニズムの国家観を私的な連合体を描くものであり、契約理論の基底的理念を拒絶した、社会の基礎構造に関する正義の理論を持たない立場であると言う。対して、公正としての正義のように社会の基礎構造にアプローチすることは、社会を構成する個人や連合体の活動の後ろ盾となる正義を措定し、自由な活動を通じた市民の目的追求の促進を可能にすると述べた (第七講義)。

次に、ハートの論文「ロールズにおける自由とその優先性」(1973) への応答がなされる。ハートは、『正義論』で示された基本的諸自由がなぜ他の自由に対して優先権を持つのか、自由同士の対立の中でどのようにそれらの自由が調整されるのかが不明瞭であることを批判した。ここで基本的諸自由とは、思想や良心の自由、政治的自由、結社の自由、人格・身体の自由などを含む。ロールズは、こうした基本的諸自由が市民が道徳性と合理性を行使し、自らの善の構想を追求する上で必要となると考えるため、それらに優先権を与える。そして、基本的諸自由間の調整は、適切な制度枠組みを規定するという目的に鑑みて適宜行われるとした (第八講義)。

最後に、ハーバーマスの論文「理性の公共的使用による和解 [宥和]」(1995) への応答がなされる。ここでハーバーマスは『政治的リベラリズム』批判を展開するのだが、その論点は主として三つある。第一に、原理を非党派的に判定するための観点を説明・確定しようとするとき、原初状態のデザインは適切であるのか。第二に、原理の中立性を重視するあまり、認知的妥当要求を放棄しているのではないか。第三に、自由主義的な基本的な権利を民主的な正当化原理よりも上位に置くことで、近代人の自由 (私的自律) と古代人の自由 (公共的自律) を調和

させることに失敗しているのではないか。ロールズは、前二者に対し、立場の違いを論じることで応答する。すなわち、ハーバーマスが包括的な理論を語るのに対し、ロールズは政治的な理論を語るのであり、ハーバーマスの理想的発話状況が主張の真実性や妥当性を指すのに対し、ロールズの原初状態は主張の正統性を指すのである。第三の問いに対しては、公正としての正義においても、私的自律と公共的自律は等しく重要性を有しているとされる (第九講義)。

第四部は一本の既刊論文で成る。ロールズは、この論文が「〈政治的リベラリズム〉の理念について私がこれまで書いた中で、間違いなくもっとも適切に明言したものであると考えている」と述べる (518頁)。この論文では、公共的理性と宗教の関係が論じられる。すなわち、信仰を有する市民が自身の包括的世界観が当該社会では繁榮せず、時に衰退する可能性があるときでさえ、非宗教的・世俗的な市民とともに、この社会体制を是認することはいかにして可能なのか、と。この問いに対する回答は、宗教的・非宗教的世界観が共に理にかなった立憲デモクラシーを是認しない限り、これらの世界観の信奉者の自由を公正に保障する方法が他にないということを受け入れることで可能になる、というものである。市民はこの受け入れを公共的理性を通して果たすこととなる。

簡単ではあるが、以上で『政治的リベラリズム』の概観を終える。

## 3. 『政治的リベラリズム』と教育学

### 3-1. 教育学におけるロールズ哲学

『政治的リベラリズム』は、教育学において主として市民性教育論の理論基盤として参照されている。ここでは、価値多元社会で育成すべきデモクラティックな市民性とはいかなるものか、また、いかにしてそれを育成し得るか、という問題が取り組まれている。こうした研究では、道徳性や合理性、公共的理性、重なり合うコンセンサスといった概念や、政治的リベラリズム、熟議デモクラシーといった思想的立場を教育へと応用することが試みられている。

しかしながら、教育学においてロールズ哲学を解釈する糸口はまだ存分に残されていると言ってよい

だろう。例えば、ロールズ研究の分野では、『正義論』から『政治的リベラリズム』への展開／転回の解釈が主要な論点の一つとして存在する。この展開／転回の評価や解釈は、教育学においてどのように行い得るだろうか。これまで教育学では『正義論』に立脚して教育平等論が語られてきた。『正義論』と『政治的リベラリズム』を結びつけて解釈することで、これまで取り組まれてきた教育平等論にも展開／転回がもたらされる可能性はないのだろうか。

### 3-2. ロールズ哲学における教育

ロールズ哲学における教育の位置づけに注目するという研究もあり得よう。『政治的リベラリズム』でもそうであるように、哲学や倫理学、政治学において市民性概念が（再）注目された背景には、ある種の〈教育的まなざし〉があったと言える。すなわち、社会や政治の運営には、市民が市民性や徳性を持つ必要があるのではないか、そうだとすれば、それをいかにして保持させるべきなのか、と。むろん、こうした見方は新しいものではない。広く哲学や倫理学、政治学では古代からこうした〈教育的まなざし〉をもち続けてきた。

実際、ロールズのテキストには「教育」という言葉が散見される。ロールズの教育の位置づけを教育学的に吟味することは、ロールズ研究に留まらない意義を持つだろう。すなわち、教育学が独自の視点から道徳理論や政治理論を導くことに繋がるのではないか。先述の通り、広く哲学や倫理学、政治学は〈教育的まなざし〉をもち続けてきた一方で、このまなざしは、人間学の延長線上で語られ、どこか「ゆるく」保持されてきた。ここにおいて、教育学が哲学や倫理学、政治学における教育の位置づけを批判し、独自の視点で代案を提示できたとき、これらに対して然るべき〈教育的まなざし〉が提供されることになるだろう。こうした取り組みがロールズ研究から学際的に発展することを期待している。